

嶺町小学校PTO規約における新旧対照表

2015.2.2

■第1章 名称および所在地

	改正前	改正後	改正点
第1条	本会は大田区立嶺町小学校PTAと称し、事務局を大田区立嶺町小学校(以下「嶺町小学校」という。)におく。	本会は大田区立嶺町小学校 保護者と先生による楽しむ学校応援団 (以下PTO: Parent-Teacher Organization)と称し、事務局を大田区立嶺町小学校(以下「嶺町小学校」という。)におく。	名称変更

■第2章 目的

	改正前	改正後	改正点
第2条	本会は、嶺町小学校、家庭、地域と協力して、児童の健全な成長と児童福祉の充実につとめ、 会員の教養の向上と相互の親睦をはかること を目的とする。	本会は、嶺町小学校、家庭、地域と協力して、児童の健全な成長と児童福祉の充実につとめ ることを目的とする	青字部分削除

■第4章 活動

	改正前	改正後	改正点
第5条		本会の活動は、原則として総会や運営委員会で協議決定された事項に基づき、 会員からボランティアを募って実施する。すべてのボランティア活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。	追加

■第5章 会員

	改正前	改正後	改正点
第5条	本会の 会員 は、嶺町小学校に在籍する児童の保護者および常勤の教職員(以下「教職員」という)とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本会の会員になることができるのは、嶺町小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者(以下「保護者」という)、および常勤の教職員(以下「教職員」という)とする。 2. この会に入会する者は、入会届を提出する。 3. この会を退会する者は、退会届を提出する。ただし、第1項に定める会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。 	条変更 青字部分削除 赤字部分追加
第6条	本会の 会員 は、 すべて平等の義務と権利を有する。		青字部分削除

■第6章 ボランティアセンター スタッフ・会計監査

	改正前	改正後	改正点
	第6章 役員・会計監査・顧問・専門委員	第6章 ボランティアセンタースタッフ・会計監査	表現 青字部分削除
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 本会にボランティアセンターをおく。 2. ボランティアセンターは、会員相互の支え合いによる活動が潤滑に行われるようつとめる。必要に応じてボランティアセンター会議を開き、本会の運営方針、議案、企画および予算案等の会務について話し合う。 	赤字部分追加
第7条	本会の役員は、次のとおりとする。 会 長 1名(保護者) 副会長 3名(保護者2名・副校長)	本会の ボランティアセンタースタッフ は、次のとおりとする。 団 長 1名(保護者) 副団長 3名(保護者2名・副校長) WEB管理人 1名(保護者) コーディネーター 複数名(保護者)	条、表現 表現 表現 新規追加 新規追加
	なお、役員の人数は、諸事情に応じて、増やすことができる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 団長を除くスタッフの人数は諸事情に応じて、増減することができる。 2. スタッフは、会計監査を兼ねることはできない。 	表現 新規追加

嶺町小学校PTO規約における新旧対照表

改正前		改正後		改正点
第8条	本会に2名の会計監査をおく。	第10条	本会に会計監査を2名おく。 会計監査は、本会の収支について監査を行い、総会および 運営委員会 で監査報告をする。	条統合、変更 表現
第9条	会計監査は、本会の収支について監査を行い、総会および 決算予算委員会 で監査報告をする。	第9条	スタッフの任務は次のとおりとする。 1. 団長 は、本会を代表し、会務を統括するとともに、総会、運営委員会、 ボランティアセンター 会議を招集する。 2. 副団長 は、 団長 を補佐し、 団長不在の場合には団長代理 をつとめる。 3. WEB管理人 は、 PTO活動におけるインターネット、メール利用の管理を行う。 また、PTOホームページを管理・運営する。 4. 書記は、総会に提出する議案や報告書を作成し、諸会議の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録保管する と共に、本会の庶務を行う。 6. コーディネーターは、ボランティア活動の相談・支援を行う。 7. スタッフ は、すべての会合に出席して意見を述べるができる。	表現 青字部分削除 表現 新規追加 青字部分削除 赤字部分追加 新規追加 表現
第9条	役員、会計監査の任務は次のとおりとする。 1. 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、総会、運営委員会、役員会を招集する。 また、役員会の議長となる。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合には会長代理をつとめる。 3. 書記は、総会に提出する議案や報告書を作成し、諸会議の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録保管すると 共に、本会の庶務を行う。 5. 役員は、すべての会合に出席して意見を述べるができる。	第11条	団長 の任期は1年とし、再任は2回限りとする。その他の スタッフ 、会計監査の任期は1年とし、再任は差し支えない。	表現
第10条	会長の任期は1年とし、再任は2回限りとする。その他の役員、会計監査の任期は1年とし、再選は差し支えない。	第12条	スタッフおよび会計監査は、 会員からの推薦等によりボランティアセンターが翌年度の候補者 を選考し、 総会において決定する。 欠員が生じた場合は、総会の承認を得て補充することができる。ただし、その任期は残任期間とする。	赤字部分追加
第11条	役員に欠員が生じた場合は、総会の承認を得て補充することができる。ただし、その任期は残任期間とする。	第12条	本会には、顧問をおくことができる。	条削除
第12条	本会には、顧問をおくことができる。	第13条	本会に、専門委員をおく。	条削除

■第7章 会 議

改正前		改正後		改正点
第14条	総会は、本会の最高議決機関で、定期総会および臨時総会とし、定期総会は年1回年度はじめに開き、次の事項を決定する。	第13条	総会は、本会の最高議決機関で、定期総会および臨時総会とし、 定期総会は前期（1学期）と後期（3学期） に開き、次の事項を決定する。 3. ボランティアセンタースタッフの承認	変更 追加
第15条	総会は、世帯数の5分の1以上の出席で成立し（委任状による出席者を含む）、議決は出席者の過半数による。議決権は、一世帯一票とする。なお、委任状による出席の場合、その受任者は会員でなければならない。	第14条	総会は、世帯数の5分の1以上の出席で成立し（委任状による出席者を含む）、議決は出席者の過半数による。議決権は、 保護者1世帯および教職員1名につき1票 とする。なお、委任状による出席の場合、その受任者は会員でなければならない。	赤字部分追加
第16条	1. 次年度の役員および会計監査の承認と決定のために、臨時総会を開く。 2. 運営委員会が必要と認めた場合、または、世帯数の5分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集する。	第15条	運営委員会が必要と認めた場合、または、世帯数の5分の1以上の要求があった場合には、 団長 は臨時総会を招集する。	削除 表現
第17条	総会の議長は、会長または会長が会員から推薦するものとする。	第16条	総会の議長は、 団長 または 団長 が会員から推薦するものとする。	表現
第2節 運営委員会		第2節 運営委員会		
第18条	1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。 2. 運営委員会は、役員、校長、副校長ならびに、 各専門委員会の委員長・副委員長 をもって構成する。 3. 運営委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。また、会員は運営委員会に出席して意見を述べるができる。	第17条	1. 運営委員会は、 ボランティアセンタースタッフ 、校長、副校長をもって構成する。 2. 運営委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。また、 会計監査、会員（保護者、教職員） は運営委員会に出席し、 報告 や意見を述べるができる。	削除 表現 青字部分削除 赤字部分追加
第20条	3. 活動計画の実施にあたって、役員会 および各専門委員会 より提案された事項について決定する。	第19条	3. 活動計画の実施にあたって、 ボランティアセンター や 会員 より提案された事項について決定する。	表現 赤字部分追加 青字部分削除

嶺町小学校PTO規約における新旧対照表

改正前	改正後	改正点
4. 各専門委員会相互の連絡と調整を円滑にし、活動を援助する。		削除
5. 決算予算委員会において予算・決算を審議する。	4. 総会に提出する議案・予算案・決算案を審議する。	統合 青字部分削除 赤字部分変更 赤字部分変更
6. 総会に提出する議案を審議する。		
7. 次に該当する高額物品購入時の審議を行う。		
8. PTA活動に著しい貢献をした会員および団体を推薦し、適宜の方法で顕彰することができる。	5. 次に該当する高額物品購入時の審議を行う。	削除
第3節 役員会		削除
第21条 役員会は、必要に応じて開かれ、本会の運営方針、議案、企画および予算案等の重要会務について話し合う。	第7条 本会にボランティアセンターをおく。 ボランティアセンターは、会員相互の支え合いによる活動が潤滑に行われるようつとめる。 必要に応じてボランティアセンター会議を開き、本会の運営方針、議案、企画および予算案等の会務について話し合う。	変更
第22条 1. 役員会は、運営委員会を開く余裕のないとき、緊急事項を処理することができる。ただし、この場合は、次期運営委員会での承認を求めものとする。 2. 役員会は、必要に応じて会員の出席を求めすることができる。		削除
第4節 専門委員会		削除
第5節 学校		削除
第25条 校長および副校長は、すべての会議に出席して意見を述べるができる。		条削除

■第8章 会 計

改正前	改正後	改正点
第26条 本会の経費は、会費・活動収益およびその他の収入をもって支弁する。	第20条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって支弁する。	青字削除
第27条 本会の会費は、一世帯あたり月額300円とする。また教職員も1人あたり月額300円とする	第21条 本会の会費は、一世帯あたり年2,400円（月額200円）とする。また教職員も1人あたり年2,400円（月額200円）とする	金額変更
第28条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、当初予算に過不足が生じた場合、運営委員会にはかり処理することができる。	第22条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、当初予算に過不足が生じた場合、運営委員会にはかり処理することができる。	条変更
第29条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。	第23条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。	条変更
第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。	第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。	条変更

付則

改正前	改正後	改正点
	第3条 文書の保存は原則5年間とする。ただし、重要な文書についてはその限りではない。	新規追加
本規約は、平成13年4月1日より実施する。 本規約は、平成18年5月20日より一部改正実施する。 本規約は、平成21年3月10日より一部改正実施する。 本規約は、平成24年4月1日より全面改正実施する。	本規約は平成27年2月14日より実施する。	赤字に変更
嶺町小学校PTA組織図		しおりの前半に記載のため削除

嶺町小学校PTO規約における新旧対照表

PTO規定細則

改正前	改正後	改正点
推薦委員会に関する規定	規約 スタッフおよび会計監査は、会員からの推薦等によりボランティアセンターが候補者を選考し、総会において決定する。 第12条	青字規定廃止 規約に新規追加

■会員および児童に関する甲斐規定

改正前	改正後	改正点
第1条 3. ②配偶者・両親および子供の場合 4. 弔電及び生花については任意とし、役員会の判断とする。	第1条 3. ②配偶者・同居する両親および子供の場合 4. 弔電及び生花については任意とし、ボランティアセンターの判断とする。	赤字部分追加 表現
第2条 見舞い金については、次のとおりとする。		条削除
第3条 その他の事柄で、役員会が必要と認めた場合は、上記の規定に関わらず実施できるものとする。ただし、その場合は次期運営委員会において承認を得るものとする。その他特別の事情のある場合は、役員会で協議決定するものとする。	第2条 その他の事柄で、ボランティアセンターが必要と認めた場合は、上記の規定に関わらず実施できるものとする。ただし、その場合は次期運営委員会において承認を得るものとする。その他特別の事情のある場合は、ボランティアセンターで協議決定するものとする。	表現

■夢プロジェクトに関する規定

改正前	改正後	改正点
特別委員会に関する規定 卒業対策委員会に関する規定	夢プロジェクトに関する規定	青字規定廃止 赤字規定へ統合
	第1条 夢プロジェクトとは、継続を前提としない行事または活動で、企画・運営の意思がある会員の協力で起案・実施することができる。本会の規約の「方針」と「活動」を遵守するものとする。	新規追加
	第2条 企画・立案にあたっては、活動・予算計画書をボランティアセンターに提出し、学校と実施の是非について相談する。	新規追加
	第3条 会計は、運営委員会にて協議し、収支を報告する。	新規追加
	第4条 活動の結果生じた収支差額については、原則として本会に寄付する。なお、収支差額とは、活動から生じた収入から支出を控除した残額をいう。	新規追加
	第5条 各学年単位の活動は、当該学年の保護者、教職員の中からメンバーを構成する。会計は、独自に当該学年保護者宛にも報告する。	新規追加

■サークルに関する規定

改正前	改正後	改正点
第1条 同好会は、会員相互の親睦をはかることを目的とする活動を行う。	第1条 サークルは、会員の有志による活動である。児童の健全な成長を助けることや、会員相互の親睦をはかることを目的とし、営利目的の活動は行わないものとする。	表現
第2条 サークルを新たに設ける場合は、役員会を通じて運営委員会に申請し、承認を得るものとする。	第2条 サークルを新たに設ける場合は、ボランティアセンターを通じて運営委員会に申請し、承認を得るものとする。	表現
第3条 2. サークルの要請に応じて役員会で協議し、上限を設けて助成金を支給する	第3条 2. サークルの要請に応じてボランティアセンターで協議し、上限を設けて助成金を支給する。	表現

■個人情報保護に関する規定

改正前	改正後	改正点
	第1条 「嶺町小学校PTO個人情報保護方針」および「インターネット利用（ホームページ、メール）ガイドライン」にそって活動を行う。	新規追加
	第2条 個人情報データについては、以下の場合を除きPTO会員本人の同意なく第三者に提供および販売することを禁止する。 ・法令に基づく場合 ・人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、PTO会員本人の同意を取ることが困難な場合	新規追加